

2026 年度 防災・安全交付金事業
公共下水道施設ストックマネジメント実施（管路施設）
調査・診断業務委託 仕様書

■点検・調査について（調査業務）

〔１〕一般仕様書（点検・調査）

第 1 章 総則

1.1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、須坂市（以下、発注者という。）が管理する下水道管路施設内で、特記仕様書に示す委託対象施設について、管路施設点検調査工（以下、調査という。）に適用する。
- (2) 本仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定する。

1.2 成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は発注者の所有とする。また、調査の成果等は、発注者の承諾なしに公表しないこと。

1.3 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、発注者の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等な立場で、合意することをいう。

1.4 法令等の遵守

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関係する法令・条例・規則等、並びに発注者が他の企業等と締結している協定（法令等は最新のものとする。）を遵守しなければならない。

ア 労働基準法	（昭和 22 年法律第 49 号）	及び同法関連法規
イ 労働者災害補償保険法	（昭和 22 年法律第 50 号）	及び同法関連法規
ウ 消防法	（昭和 23 年法律第 186 号）	及び同法関連法規
エ 建設業法	（昭和 24 年法律第 100 号）	及び同法関連法規
オ 建築基準法	（昭和 25 年法律第 201 号）	及び同法関連法規
カ 港湾法	（昭和 25 年法律第 218 号）	及び同法関連法規
キ 毒物及び劇物取締法	（昭和 25 年法律第 303 号）	及び同法関連法規
ク 道路法	（昭和 27 年法律第 180 号）	及び同法関連法規
ケ 下水道法	（昭和 33 年法律第 79 号）	及び同法関連法規
コ 中小企業退職金共済法	（昭和 34 年法律第 160 号）	及び同法関連法規
サ 道路交通法	（昭和 35 年法律第 105 号）	及び同法関連法規
シ 河川法	（昭和 39 年法律第 167 号）	及び同法関連法規
ス 電気事業法	（昭和 39 年法律第 170 号）	及び同法関連法規
セ 騒音規制法	（昭和 43 年法律第 98 号）	及び同法関連法規

ソ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和 45 年法律第 137 号)	及び同法関連法規
タ	水質汚濁防止法	(昭和 45 年法律第 138 号)	及び同法関連法規
チ	酸素欠乏症等防止規則	(昭和 47 年労働省令第 42 号)	及び同法関連法規
ツ	労働安全衛生法	(昭和 47 年法律第 57 号)	及び同法関連法規
テ	振動規制法	(昭和 51 年法律第 64 号)	及び同法関連法規
ト	環境基本法	(平成 5 年法律第 91 号)	及び同法関連法規

(2) 再委託業者等に対する諸法令等の運用、適用は受注者の負担と責任のもとで行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

(3) 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

1.5 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けた上作業に着手すること。

ア 着手届

イ 管理技術者及び照査技術者届

ウ 工程表

エ 職務分担表

オ 緊急連絡届

カ 調査計画書

キ 酸素欠乏危険作業主任者届

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習終了証の写しを添付のこと。)

ク その他発注者の指示する書類

(2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。

(3) 調査が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。

ア 完了届

イ 出来高調書

ウ 作業記録写真(第 1 章「1.12 作業記録写真」による。)

エ 変更調査業務書

オ 完了図書 1 式(第 4 章「4.3 報告書」による。)

カ 支払請求書

(4) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

1.6 官公署等への手続き

(1) 受注者は、契約締結後すみやかに関係官公署等に作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

1.7 現場体制

(1) 受注者は、契約締結後すみやかに管理技術者及び調査の技術並びに経験を有する現場責任者を定めるとともに、現場に技術者を常駐させて所定の業務に従事させること。

(2) 管路施設内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、所定の業務に従事させること。

- (3) 受注者は善良な調査員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ熟練を要する調査には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。
- (5) 調査中にし渣やエフロ等の下水道管の詰まりを発見した場合に、現場で吸引、洗浄作業を行える体制を確保すること。

1.8 再委託の承諾

- (1) 受注者は、調査業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合は、あらかじめ書面による発注者の承諾を得ること。
- (2) 業務に実施にあたって、著しく不相当であると認められる場合は、再委託先の交代を命ずることがある。この場合は、受注者は、ただちに必要な措置を講じること。

1.9 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出てその指示を受け、誠意を持って対応しその結果を速やかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても地先住民等から報酬または手数料を受け取ってはならない。なお、再委託業者等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 再委託業者等が前項の行為を行ったときは、受注者がその責任を負うこと。

1.10 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し対応について協議をするとともに、すみやかに現状復旧すること。
- (2) 受注者は、調査にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

1.11 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末、調査の進捗状況を監督員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、履行期間に含まれない日（祝日、休日等）に調査を行う必要がある場合は、あらかじめその調査内容及び調査時間等について監督員の承諾を得ること。

1.12 作業記録写真

受注者は、次の各号に従って調査記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、調査記録写真帳に整理し、監督員に提出すること。

- (1) 撮影は、調査延長 400m程度に対し、1 箇所の保安施設の状況、テレビカメラなどの使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、監督員が指定する内容について行うこと。
- (2) 写真には、件名、撮影場所、路線番号、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

- (3) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とする。
- (4) 写真撮影はデジタルカメラを使用し、保存するファイルの種類は JPEG 形式とする。また、保存する解像度は 300dpi で最低画像サイズは 1600×1200、必要画素数 200 万以上を確保すること。
- (5) 動画および静止画など保存するデータ名は路線番号としフォルダ名も同様に付けて整理すること。

第2章 安全管理

2.1 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合はただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2.2 安全教育

- (1) 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について特別な教育を行うこと。

2.3 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょなどに入出入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し報告書に添付すること。
- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ交通誘導員を配置すること。
- (5) マンホール内に入る場合は事前にステップの損傷を確認し、安全帯を着用し、転落防止に努めること。

2.4 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時、調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 調査現場には、下水道管路内調査中と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全確保に努めること。

- (3) 調査区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

2.5 その他

- (1) 受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火をしないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに発注者に届け出ること。

第3章 清掃工

3.1 一般事項

- (1) 受注者は、調査計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用する等、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (6) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。

3.2 清掃工

(1) 作業時間、作業範囲等

作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施すること。

(2) 土砂等の流下防止

作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。

(3) 土砂等の積込み・運搬

ア 受注者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。

イ 運搬車両は、事前に発注者に届け出を行うこと。

ウ 運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散及び臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。

エ 積込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。

オ 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。

(4) 土砂等の処分

清掃工にて発生した土砂等は、監督員の指示により適正に処理すること。

(5) 機械による清掃作業

ア 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により、管路施設を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。

イ 高圧洗浄車に使用する洗浄水は、発注者と事前に協議し準備すること。

第4章 調査工

4.1 一般事項

- (1) 受注者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ調査中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者が監督員の指示に反して、調査を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査場所の清掃に努めること。

4.2 調査工

(1) 調査計画書

受注者は、調査にあたり次の事項を記載した調査計画書を提出し、承諾を受けた上で着手すること。

ア 調査概要

イ 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）

ウ 調査計画（テレビカメラ、ビデオカメラ装置等使用機器、調査方法、実施工程等）

エ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）

オ その他監督員の指示する事項

(2) 調査機材

ア 調査に使用する機材は、常に点検し完全な整備をしておくこと。

イ 直視側視式、展開図化式（高画質広角カメラタイプ）など診断が鮮明な画像上（200万画素以上）で出来るように、監督員と協議のうえで適切な機材、測定方法を選定すること。

(3) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) テレビカメラによる調査

ア 調査にあたっては、あらかじめ当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。なお、洗浄に高圧洗浄車を使用する場合、管きょに損傷を与えないよう十分留意すること。

イ 本管の調査は、原則として上流から下流に向けテレビカメラを移動させながら行うこと。

ウ 本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を認識し、全区間撮影（カラー）し、DVD等に収録すること。異常箇所、取付け管口等の必要箇所については側視撮影（カラー）もしくはそれと同等の撮影をし、鮮明な画像をDVD等に収録すること。

エ 本管内の異常箇所の位置表示は上流側マンホール中心からの距離とし正確に測定すること。

オ 取付け管内部の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。

カ 管きょ内に異常が発見された場合は、DVD等とは別に、異常箇所を拡大した画像（カラー）を保存し、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。

キ 水没等により調査が不能になる場合には、仮締め切り等を使用し、適正かつ鮮明な画像を確保するよう努めること。

ク 異物の堆積等（土砂・ラード・モルタル類の堆積や、木の根の侵入、取付け管の突出）によって調査不能となった場合は、反対側から再調査を実施すること。

ケ 重大な異常箇所については、詳細を確認し発注者に報告すること。

これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。

(5) マンホール目視調査

ア マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、土砂等の堆積、管きょの布設状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違い、副管の状況等について、異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

イ 全ての異常箇所とマンホール蓋の表裏を撮影し、整理して提出すること。主な調査内容は次のとおりである。

(ア) 人孔蓋（摩耗、裏側の腐食、型式の確認）及び蓋周り（擦り付け、段差、亀裂、他企業工事影響等）

(イ) 人孔内壁面（調整コンクリート、斜壁、直壁の損傷、劣化等）

(ロ) インバート、管口（損傷、劣化等）

(ハ) 占有位置（車道、歩道、管路用地等）

(ニ) 道路種別（国道、県道、市道、私道、生活道路等）

(ホ) 下水道台帳図との整合性

ウ 写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて行うこと。

(6) 異常時の処置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。

4.3 報告書

(1) 調査結果は、「下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－2020 年度版（公益社団法人）日本下水道協会」の調査報告書記載要領により、報告書を作成し提出すること。

また、管路情報入力の様式を発注者で指示する場合はそれに従うこと。

(2) 調査結果をテレビモニターからDVD等に収録する場合は、解像度が下がらないようにして変換収録を行うこと。なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等を表示すること。

(3) 調査結果の判断基準については、「下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－2020 年度版（公益社団法人）日本下水道協会」表 1-3～表 1-5 に基づき、表 1-6～1-11 に示す記録表を参考に記載すること。ただし、最新の判断基準等が存在する場合等で、これによらない場合は監督員と協議の上で決定すること。

(4) 提出する成果品は、図書と電子データを納品する。電子データについては、報告書の他にカメラ調査をした結果（1 スパンごと）を監督員が指定する形式に保存すること。

その際、集計表や調査表には、発注者の提供する下水道台帳データ（管渠および人孔）を参考に、該当する調査箇所の SEQNO（図形キー）を付与すること。

また、記録表データは集計表の路線番号または人孔番号と対応するよう整理すること。

ア 報告書

イ 不良箇所写真帳

ウ DVD 等（テレビ調査の場合で動画、静止画）

エ 本管・人孔調査記録表データ（Excel 形式、下水道台帳データの SEQNO を付与）

オ 本管・人孔集計表データ（Excel 形式、緊急度及び下水道台帳データの SEQNO を付与）

カ 下水道台帳データとの不整合箇所リスト（Excel 形式、）

その他監督員が指示するもの

第5章 その他

5.1 調査の完了

調査を終了し、所定の書類が提出された後、発注者検査員の検査をもって完了とする。

5.2 検査

(1) 受注者は、完了検査に立ち会うこと。

(2) 受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を検査員の指示に従い提出すること。

5.3 その他

(1) 調査箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合はすみやかに監督員に報告すること。

(2) 現地での調査は、通行規制が伴うため、各種イベント等を十分確認して計画すること。調査中に不測の事態が生じた場合は、調査を中止し再度日程調整を検討すること。現地調査は早期に着工し、12 月以降に現場作業が生じないように配慮すること。

(3) その他、特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し指示を受けて処理すること。

■修繕・改築計画の策定について（診断業務）

〔１〕一般仕様書（修繕・改築計画の策定）

第１章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）では、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、点検・調査を行いその結果を基に施設の診断（異常の程度の評価、緊急度・健全度の判定）を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）管理技術者届 （ニ）職務分担表

（ホ）完了届 （ヘ）納品書 （ト）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

（１）受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（２）管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地踏査に出席しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 実施方針策定一般

2.1 打合せ

(1) 業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 実施方針策定基準等

設計に当っては、発注者の指定する図書及び本仕様書第6章参考図書に基づき、実施方針策定を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

2.3 実施方針策定上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.4 実施方針策定の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、下水道台帳、道路台帳、ストックマネジメント計画関連図書及び調書等の資料を所定の手続によって貸与する。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第3章 スtockマネジメント実施方針（管路施設）

ストックマネジメント実施方針（管路施設）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

3.1 ~~施設情報の収集・整理~~

~~管路施設のリスク評価、管理目標の設定、点検・調査計画及び修繕・改築計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。収集すべき資料は次のとおりとする。~~

~~（1）施設情報収集・整理~~

~~（イ）上位計画に関する情報の収集・整理~~

- ~~① 地方公共団体のビジョン~~
- ~~② 地域の将来計画~~
- ~~③ 下水道ビジョン等~~

~~（ロ）関連計画に関する情報の収集・整理~~

- ~~① 下水道計画（全体計画、事業計画）~~
- ~~② 災害対策計画（地震・津波対策計画、浸水対策計画）~~
- ~~③ 合流改善計画~~
- ~~④ 地球温暖化対策計画等~~

~~（ハ）諸元に関する情報の収集・整理~~

- ~~① 名称~~
- ~~② 設置年度及び設置価格~~
- ~~③ 所在地~~
- ~~④ 材質、形状寸法（管径）、能力、延長、土被り~~
- ~~⑤ 管路施設の重要度等~~

~~（ニ）リスクの検討に関する情報の収集・整理~~

- ~~① 点検・調査結果~~
- ~~② 地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度~~
- ~~③ 施設の周辺環境条件等~~

~~（ホ）点検・調査に関する情報の収集・整理~~

- ~~① 図面~~
- ~~② 施設状態（劣化の程度）~~
- ~~③ 維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録、清掃記録、管路施設内水位情報）等~~

~~（ヘ）修繕・改築に関する情報の収集・整理~~

- ~~① 経過年数~~
- ~~② 標準耐用年数~~
- ~~③ 改築費用（または改築単価）~~
- ~~④ 緊急度、健全度等~~
- ~~⑤ 運転及び水質記録等~~

~~（2）施設情報の電子データ化~~

~~収集した施設情報を一元的に管理し、効率的に活用できるように電子データ化する。その際、地図情報システムを用いる場合には発注者と協議の上、データ整理方法を決定する。~~

~~（3）現地踏査~~

~~既存の施設情報収集で得られた情報に基づき、特に地域特性、土地利用等の現地の状況確認が必要な箇所を対象として現地踏査により確認を行う。~~

~~3.2 リスクの評価~~

~~点検・調査及び修繕・改築の優先順位等を設定するため、リスクを特定し、施設の重要度に基づく被害規模（影響度）及び発生確率（不具合の起こりやすさ）を検討する。リスクの評価では、以下の事項について検討する。~~

~~（１）リスクの特定~~

~~下水道事業者側に起因するリスクと起因しないリスクを抽出し、管路施設の点検・調査あるいは修繕・改築で対応するリスクを特定する。~~

~~（２）被害規模の検討~~

~~管路施設において損傷や劣化による事故の被害の大きさを影響度とし、その評価方法を設定した上で被害規模を検討する。~~

~~（３）発生確率の検討~~

~~管路施設における損傷や劣化による事故の発生確率は、施設情報の蓄積状況等を踏まえて評価方法を設定した上で検討する。~~

~~（４）リスクの評価~~

~~点検・調査及び修繕・改築計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。~~

~~3.3 施設管理の目標設定~~

~~管路施設の点検・調査及び修繕・改築に関する目標として、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値（アウトカム）とアウトカムを実現するための具体的な事業量の目標値（アウトプット）を設定する。~~

~~3.4 長期的な改築事業シナリオの設定~~

~~改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。~~

~~（１）管理方法の選定~~

~~管きよ、マンホールふた、マンホール、取付管・ます等の対象とする施設ごとに、地方公共団体の特性に応じて管理方法を設定する。~~

~~（２）改築条件の設定~~

~~最適な改築シナリオを選定するために、各施設の管理方法を考慮したうえで、目標耐用年数による改築時期や改築に必要な費用を設定する。~~

~~（３）最適な改築シナリオの選定~~

~~リスク評価、施設管理の目標設定を踏まえ、複数のシナリオを設定する。費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、地方公共団体の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。~~

~~（４）長期的な改築事業シナリオのとりまとめ~~

~~（１）～（３）の検討結果を50～100年程度の長期的な改築事業シナリオとして、修繕・改築対策施設、実施時期及び概算費用を取りまとめる。~~

3.5 点検・調査計画の策定

~~長期的な視点から点検・調査の頻度、優先順位、単位、項目について、一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。また、実施計画では、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。~~

~~（１）環境区分の設定~~

~~管きよ、マンホールふた、マンホール、取付管・ます等の対象とする施設ごとに、腐食劣化の実態や、これまでの点検・調査において把握した腐食環境等を踏まえて、一般環境下と腐食環境下の区分設定を行う。ただし、マンホールふた、取付管・ます等は一般環境下の扱いとする。~~

~~（２）点検・調査頻度の検討~~

~~（一般環境下）~~

~~過去の点検・調査結果や施設の重要度に応じた調査頻度を設定するとともに、調査頻度を踏まえて点検頻度を設定する。~~

~~（腐食環境下）~~

~~腐食環境条件等を踏まえて、点検の実施頻度を設定する。また、点検結果と施設の重要度に基づき調査の実施頻度を設定する。~~

~~（３）優先順位の設定~~

~~（一般環境下）~~

~~リスク評価結果に基づいて、優先順位を設定する。~~

~~（腐食環境下）~~

~~点検・調査の結果から把握した腐食状況や、修繕・改築の実施により蓄積された情報を踏まえ、優先順位を設定する。~~

~~（４）点検・調査における単位・項目の検討~~

~~（一般環境下）~~

~~清掃及び調査の必要性判断のための点検項目の検討、劣化診断及び健全度の評価に必要な調査項目の検討を行う。また、管路施設の異常の程度の評価基準及び緊急度・健全度の判定基準を検討する。~~

~~（腐食環境下）~~

~~一般環境下の考え方に準じる。~~

~~（５）点検・調査対象施設・実施時期の設定~~

~~（一般環境下）~~

~~優先順位の検討結果及び事業期間を勘案して点検・調査対象施設及び実施時期を設定する。~~

~~（腐食環境下）~~

~~一般環境下の考え方に準じる。~~

~~（６）点検・調査の方法の検討~~

~~（一般環境下）~~

~~施設の諸元、特性やリスクの評価結果を踏まえて点検・調査方法の検討及び清掃・点検・調査の合理的組合せを検討する。~~

~~（腐食環境下）~~

~~一般環境下の考え方に準じる。~~

~~（７）概算費用の算定~~

~~（一般環境下）~~

~~「点検・調査対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度の概算費用を算出する。~~

~~（腐食環境下）~~

~~一般環境下の考え方に準じる。~~

~~（8）点検・調査計画のとりまとめ~~

~~（1）～（7）の検討結果を点検・調査計画として取りまとめる。~~

3.6 点検・調査の実施

点検・調査計画に基づき、点検・調査を実施する。点検・調査情報を蓄積し、定期的見直しによる精度向上に活用する。

3.7 修繕・改築計画の策定

点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度における改築の優先順位を設定する。また、実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。

（1）診断

診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行目視調査、マンホール目視調査又はTVカメラ調査等の結果から、以下の手順で実施する。

（イ）異常の程度の評価

異常の程度の評価基準に基づき、異常の程度を評価する。

（ロ）緊急度・健全度の判定

異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対策の要否（維持又は対策）の判定を行う。

本調査で用いる診断の判定基準は、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」（最新版）に準じること。

~~（2）対策の必要性検討~~

~~診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討する。~~

~~（3）修繕・改築の優先順位の検討~~

~~従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価結果を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。~~

~~（4）対策範囲の検討~~

~~優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置づけたスパンについて、修繕か改築かを判定する。管きょ以外に検討対象とした施設（マンホール、取付管・ます、マンホールふた）で対策が必要と判定されたものについては、劣化状況に応じて、修繕か改築かを判断する。~~

~~（5）長寿命化対策検討対象施設の選定~~

~~長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。~~

~~（6）改築方法の検討~~

~~改築と判定した管路施設を整理し、更新（布設替え工法）か長寿命化対策（更生工法）かを選定する。また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。~~

~~（７）実施時期の設定及び概算費用の算出~~

~~長寿命化対象施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や修繕に必要な事業量の算出と概ね５～７年程度の実施時期を設定する。また、事業計画期間内に改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度割概算事業費を算出する。~~

~~（８）修繕・改築計画のとりまとめ~~

~~（１）～（７）の検討結果及び他事業との整合を勘案した修繕・改築計画としてとりまとめる。~~

3.8 ~~関係機関への説明資料作成~~

~~管路施設ストックマネジメント実施方針の策定にあたり、住民及び財政部局や議会等関係機関にその内容を説明し意見聴取等を行うなど、理解と協力を得るための方策を検討する。また、方策の実行に必要な説明資料等を作成する。~~

3.9 報告書作成

報告書作成では、~~管路施設ストックマネジメント実施方針に係るとりまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、リスク評価の概要、施設管理目標、長期的改築事業シナリオ設定の概要、点検・調査計画の概要、修繕・改築計画の概要、調査結果を基に診断（異常の程度の評価、緊急度・健全度の判定）した結果、その他必要資料等を集成するものとする。~~

第４章 照査

4.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

4.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

4.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

~~（１）情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査~~

~~（２）検討・診断の方法及びその内容に関する照査~~

~~（３）計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査~~

~~（４）上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性に関する照査~~

第５章 提出図書

5.1 提出図書

（１）提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼とする。

図書名 形状寸法・提出部数

（イ）報告書 A4・2部

~~（ロ）点検・調査計画図 原図一式・白焼き3部~~

- ~~（ハ）修繕・改築計画図 原図一式・白焼き 2部~~
- （ニ）打合せ議事録 A4・2部
- （ホ）その他参考資料 原稿 一式
- （ヘ）上記図書の電子成果品 CD-R 又は DVD-R 一式
- （2）成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議する。
- （3）製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

第6章 参考図書

6.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- （1）須坂市 の下水道標準構造図（長野県参照）
- （2）須坂市 の下水道維持管理指針（長野県参照）
- （3）須坂市 の下水道改築マニュアル
- （4）下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- （5）下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- （6）下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- （7）下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- （8）下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- （9）下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- （10）下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- （11）合流式下水道越流水対策と暫定指針（日本下水道協会）
- （12）管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- （13）下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（日本下水道協会）
- （14）下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- （15）下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- （16）下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術機構）
- （17）管きょ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）
- （18）管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- （19）下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- （20）下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- （21）下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- （22）マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- （23）管きょの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- （24）取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- （25）下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（下水道事業支援センター）
- （26）下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- （27）下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「2026 年度 防災・安全交付金事業 須坂市公共下水道施設ストックマネジメント実施（管路施設）調査・診断業務委託 仕様書 一般仕様書（調査業務及び診断業務）」（以下、「一般仕様書」という。）の第 1 章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2. 業務の対象

（1）委託箇所 須坂市大字須坂（田の神町）外 別紙位置図参照

（2）委託対象施設

（イ）管路施設ストックマネジメント実施方針

管路施設	対象の有無等	
対象区域面積	h a	
管渠	有	無
マンホール	有	無
マンホールふた	有	無
取付管	有	無
ます	有	無

（ロ）（イ）のうち修繕・改築計画

管路施設	対象の有無等	
対象区域面積	h a	
延長	合流	km
	汚水	km
	雨水	km
マンホール	有	無
マンホールふた	有	無
取付管	有	無
ます	有	無

(3) 設計条件項目

設計条件項目表による。

設計条件項目表

作業項目		設計条件	
施設情報の収集・整理	施設情報収集・整理	有	無
	施設情報の電子データ化	有	無
	現地踏査	有	無
リスクの評価	リスクの特定	有	無
	被害規模の検討	有	無
	発生確率の検討	有	無
	リスクの評価	有	無
施設管理の目標設定		有	無
長期的な改築事業のシナリオ設定	管理方法の選定	有	無
	改築条件の設定	有	無
	最適な改築シナリオの選定	有	無
	長期的な改築事業のシナリオ設定のとりまとめ	有	無
点検・調査計画の策定	環境区分の設定	有	無
	点検・調査頻度の検討	有	無
	優先順位の検討	有	無
	点検・調査における単位・項目の検討	有	無
	点検・調査対象施設・実施時期の設定	有	無
	点検・調査方法の検討	有	無
	概算費用の算定	有	無
	点検・調査計画のとりまとめ	有	無
点検・調査の実施		設計条件項目表（その2）のとおり	
修繕・改築計画の策定		設計条件項目表（その2）のとおり	
関係機関への説明資料作成		有	無
報告書作成		有	無
設計協議		中間打合せ	1回
関係機関協議			0回
貸与資料	点検・調査データ	有（貸与形式：紙・電子データ）・無	
	管路施設データ	有（貸与形式：紙・電子データ）・無	
	維持管理データ	有（貸与形式：紙・電子データ）・無	

設計条件項目表（その2）（参考）

作業項目		設計条件	
点検・調査の実施		管渠 マンホール マンホールふた 取付管 ます	☒ 有 無
診断	異常の程度の評価	管渠 マンホール マンホールふた 取付管 ます	☒ 有 無
	緊急度・健全度の判定	管渠 マンホール マンホールふた 取付管 ます	☒ 有 無
対策の必要性検討		有	☐ 無
修繕・改築の優先順位の検討		有	☐ 無
対策範囲の検討		有	☐ 無
長寿命化対策検討対象施設の選定		有	☐ 無
改築方法の検討	改築方法の選定	有	☐ 無
	ライフサイクルコスト改善額の算定	有	☐ 無
実施時期の設定 及び概算費用の 算出	事業量の算出と実施時期の設定	有	☐ 無
	計画期間内の概算費用の算出	有	☐ 無
修繕・改築計画のとりまとめ		有	☐ 無

3. その他の特記事項

(1) 提出図書の部数の変更 (あり、☒なし)

提出部数の変更がある場合は、一般仕様書第5章に示す提出図書のうち、次の提出図書の部数を変更する。

提出図書名	提出部数

(2) 詳細調査

詳細調査項目	調査の有無	調査数量
潜行目視調査	有 ☒ 無	km
TV カメラ調査	☒ 有 無	10.154 km
取付管調査	有 ☒ 無	箇所
マンホール目視調査 (上下流管路施設含む) ※1	☒ 有 無	380 箇所
マンホール巡視・点検調査 (管口含む) ※2	有 ☒ 無	箇所
マンホールふた巡視・点検調査	☒ 有 無	380 箇所
測量	有 ☒ 無	基準点測量 km 水準測量 km 縦断測量 km 管路施設断面・寸法 箇所

※1 マンホール内に入ってライトを用いて管路施設内を目視調査する。

※2 地上からライトを用いてマンホール内面及び管口を目視点検または簡易 TV カメラ調査する。

※ 調査項目は、必要に応じて追加、削除する。

(2) その他

ア 調査及び診断業務において、重大な見落とし等が無いように細心の注意を払って適切に業務を行って下さい。

イ 監督員とは十分に連絡を取り合い工程管理を徹底して下さい。

ウ 発注者が貸与したデータ等は、十分に精査をして、不備や疑問点は打合せを行って下さい。

エ 点検調査箇所は、貸与したデータを基に精査し、調査開始前に協議して下さい。枝管等調査漏れが無いように計画をして下さい。(交付対象管の調査であるか、監督員と打合せを十分に行って下さい。)

オ 下水道台帳と現地が大きく異なる場合は、監督員と協議をして下さい。

カ 調査作業沿線の関係者への工事連絡を行い、下水道施設(市所有物、地権者所有物)を破損させないように十分注意して下さい。